

出雲市農業委員会（第3期）第31回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和8年(2026)2月25日(水)午前9時22分から午前10時40分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(23名)

| | | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 大梶 泰男 | 岡田 征記 | 河原 昭紀 | 持田 守夫 | 若槻 博美 |
| 江角 昭夫 | 佐藤 文男 | 松本 尚幸 | 岸 勝 | 石飛 忠宏 |
| 今岡 充 | 松井 幸男 | 八幡 みさこ | 伊藤 猛 | 常松 守男 |
| 天野 明浩 | 森山 亮二 | 勝部 守 | 湯浅 道行 | 佐野 芳夫 |
| 伊藤 美樹 | 嘉本 良市 | 水 壯 | | |

4 欠席委員(1名)

立石 行雄

5 提出議題

(1) 報告事項

報第109号 会長専決処分の報告

報第110号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第111号 農地法第3条の3の規定による届出について

報第112号 農地法第4条の規定による許可の取消について

(2) 議案審議

議第192号 出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

議第193号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第194号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第195号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第196号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第197号 非農地証明について

議第198号 所有者等を確知できない農地の告示について

議第199号 出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について

会長あいさつ

6 議事

会長が総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に16番天野明浩委員、17番森山亮二委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第に従って、進行いたします。報告事項、報第109号会長専決処分の報告、報第110号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第111号農地法第3条の3の規定による届出について、報第112号農地法第4条の規定による許可の取消についてを一括して報告します。

議長 それでは、報第109号会長専決処分について、報告いたします。第30回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件、農地法第5条2件については、島根県農業会議第119回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の2月10日付けで許可決定しております。また、都市計画法第29条第1項に基づく開発行為の許可が未済のため、許可保留としていました農地法第5条1件について、令和8年1月27日付で開発行為の許可がありましたので、許可日と同日付で許可決定しております。

議長 それでは、報第110号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

原主事 それでは、報第110号について、ご説明いたします。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号156番から159番の4件の通知がありました。内訳としては、契約内容変更のためが1件、耕作困難のためが1件、3条により売却するためが1件、賃借人の希望のためが1件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第111号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

原主事 それでは、報第111号について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の2ページから9ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号189番から206番までの18件でした。権利の取得事由は、18件全てが相続によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号198番について、海外在住の方の取得になりますが、ご兄弟の方が市内在住でありその方が主に管理されるとのことです。受付番号205番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。また、あっせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、2月9日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長 続いて、報第112号農地法第4条の規定による許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

大森副主任 報第112号について、ご説明いたします。報告事項10ページの資料をご覧ください。農地法第4条の規定による許可の取消願が1件ありました。受付番号9番は、平成16年9月15日付で許可した案件です。許可を受けたのは、国富町の田4筆で、転用目的は店舗兼住宅、倉庫、駐車場でした。転用事業者が、計画どおりに事業を進めることができなくなったため、今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を1月30日付で決定しております。なお、対象地の一部は砂利敷きであり、この取消に伴い違反転用状態となりますが、一旦農用地区域に編入のうえ、別の事業者が転用して利用される計画です。781-2、781-3、781-6は駐車場として利用される計画で、781-8は隣接地とあわせて令和8年8月の除外申出までに具体的な転用計画を立てられる予定です。以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

議 長 続いて、議案の審議を行います。議第192号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 議第192号 出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任ご説明いたします。令和8年1月30日付けで辞任願が提出されており、1月末をもって農地利用最適化推進委員を辞任したいとのことです。農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものです。説明は以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。それでは、議第192号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第192号の案件を許可決定いたします。

議 長 次に、議第193号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

原主事 それでは、議第193号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が17件、賃貸借権の設定が2件、合計19件の申請がありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから10ページをご覧ください。

受付番号137番について、譲渡人は、労力不足のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

受付番号138番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

受付番号139番について、譲渡人は、規模縮小のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号140番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号141番について、譲渡人は、労力不足のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

受付番号142番について、譲渡人は、相続人不在のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号143番について、譲渡人は、規模縮小のため、農業経営を開始したいという希望のある受人に譲渡するものです。

受付番号144番について、譲渡人は、労力不足のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

受付番号145番から152番について、受人が同じであるため、まとめて説明いたします。譲渡人はいずれも、高齢による労力不足や耕作不便、規模縮小のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号153番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて、賃貸借権設定の案件2件についてご説明いたします。受付番号154番です。こちらは、市民農園を開設するため、賃貸借権の設定をするものです。受人はリース法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけた、解除条件付きでの権利設定となります。こちらの申請地では、市民農園として利用者を募集し、園主の指導の下で利用者が継続的に農作業を行う方式で運営される予定です。この場合、利用者への農地法の許可は不要となります。権利の設定期間は10年です。

受付番号155番です。こちらは、貸出人が所属する法人へ賃貸借権の設定をするものです。権利の設定期間は10年です。

以上、受付番号137番から155番については、7ページから10ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。143番の案件ですが、家を購入されたのは外国籍の方ですよね。家を買われて、それに付随した畑ということで、家は買われたのですか。

原主事 家は近くに住んでおられる状態で、近隣の畑をもらわれる状況です。

石飛委員 代理人の行政書士さんからの話では、申請者は中古車販売を行っておられる方で、畑に車を駐めておられた写真をみましたが、農地に車を駐められることがないか心配しています。もし、そういった状況を確認したらどう指導したらいいですか。

山田次長 申請者の方は永住権を持っておられて、そこ方が居住しながら耕作されるということで、農地法第3条の申請をされたものであります。石飛委員さんをご心配の件ですが、市役所には通訳できるものをいますので、現地確認等を行った家で、事務局にお知らせいただければ、指導して参りたいと思います。

議長 他にご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号4番の持田です。[]さんは、去年も現場を見せてもらい、その後開園されましたが、その周辺で広げられるということですが。もうひとつ、[]さんの調査書で、農地所有適格法人要件の欄に該当しない、譲受人は個人であり、適用なしという表記がありますが、どういったことですか。

原主事 []さんについては、施設の北側の農地を取得されます。現在は秋冬用の施設で栽培されていますが、新たな施設を整備して、年間を通じて営業できるよう計画されたものです。

[]さんの件については、個人であり、適用なしという表記誤りであり、削除をお願いします。リース法人については、今まであまり例がありませんでしたので、今後書き方を検討させていただきたいと思います。

梶谷次長 []さんの件について、農地所有適格法人以外が権利を取得するケースについては、所有権を取得するのは、農地所有適格法人でなければできませんが、リース法人、解除条件付き法人につきましては、借りることはできるということで、このような表記になります。

山田次長 補足をさせていただきます。ご承知の方多いとは思いますが、農地所有適格法人は、農地を所有することができますが、農業分野の収入が過半を越えなければならないなどの制限があります。リース法人の場合は農業分野の収入が過半を越えなければならないなどの制限はありませんが、農地の貸借しかできず、通常農地の貸借契約は、耕作者が有利とされていますが、借り手

が耕作しないなどの場合は、貸し手側が利用権を解除できる条文を加えた貸借契約を結ぶことになるという違いがあります。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第193号農地法第3条の規定による許可の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって議第193号の案件を許可決定いたします。

議 長 次に、議第194号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは、議第194号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、9件の申請がありました。議案書は11ページから12ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は1ページから16ページをご覧ください。議案書欄外左に、丸印をつけている2件について、3月に開催予定の第120回常設審議委員会に諮問する予定です。今月は説明案件が1件ありますのでご説明いたします。

受付番号61番について説明します。追認案件です。説明資料の1ページ3ページをご覧ください。里方町の田2筆です。詳細な位置につきましては、2ページの案内図でご確認ください。転用目的は、貸駐車場です。面積については、転用面積・事業面積がともに740.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域になります。農地区分は、第2種農地です。土地利用計画との調整については、農用地区域除外農業委員会審議済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。申請者は申請地付近に居住する個人で隣接する高浜幼稚園への貸駐車場を整備するものです。平成20年頃から利用してきたため、本件は追認案件となります。追認案件のため、今後整備に関する支出はありません。説明案件は以上です。

今月は追認の案件が説明案件のほかに5件あります。受付番号57番は、

平成11年頃から木戸道、駐車場として、利用していたものです。受付番号58番は、令和7年10月から進入路として利用していたものです。受付番号62番は、令和4年から駐車場として、利用していたものです。受付番号64番は、申請農地の地盤沈下により既存通路の沈下やヒビ割れが発生したことにより、既存通路の崩壊防止のために、通路拡張を行うものです。工事を一部施工されていることにより追認案件となります。緊急性があると判断し、一時転用を受け付けております。今後は令和8年2月除外申出を行われ恒久転用とする予定です。受付番号65番は、昭和61年頃から倉庫兼車庫として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。以上、受付番号57番から65番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第194号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第194号の全案件を許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第195号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について及び関連がございますので、議第196号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹 議第195号について、ご説明いたします。議案書の13ページから16ページ、説明資料の4ページから24ページ、参考資料の17ページから64ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が23件、使用貸借権の設定が8件の合計31件の申請がありました。今月は、3月に開催予定の第120回常設審議委員会に諮問する予定の案件が19件あります。それでは、個別の案件

についてご説明いたします。

議案書13ページの受付番号229番です。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は天津町の田2筆、畑2筆の合計4筆です。案内図は5ページです。転用目的は、宅地分譲です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,210㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の用途地域に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を行っている法人です。この度利便性の高い申請地を整備し、宅地分譲地8区画を造成し、分譲する計画です。資金計画については、所要資金額が4,960万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

議案書13ページの受付番号232番です。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は古志町の田1筆です。案内図は8ページです。転用目的は、建売分譲です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,590㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地9区画を整備し、個人住宅を建築し販売する計画です。資金計画については所要資金額が2億5,000万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次は、議案書13ページの受付番号234番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は矢野町の田2筆です。案内図は11ページです。転用目的は、建売分譲地です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,017㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地7区画を整備し、個人住宅を建築し販売する計画です。資金計画については、所要資金額が1億1,801万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次は、議案書13ページの受付番号235番です。説明資料の13ページから15ページをご覧ください。転用場所は小山町の田3筆です。案内図は14ページです。転用目的は、建売分譲地です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,514㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に

該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は県内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地9区画を整備し、個人住宅を建築し販売する計画です。資金計画については、所要資金額が1億9,800万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次は、議案書14ページの受付番号238番です。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は武志町の田3筆です。案内図は17ページです。転用目的は、建売分譲地です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,959㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は県内で不動産業を営む個人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地10区画を整備し、個人住宅を建築し販売する計画です。資金計画については、所要資金額が2億2,065万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書15ページの受付番号246番です。説明資料の19ページから21ページをご覧ください。転用場所は大社町北荒木の田1筆です。案内図は20ページです。転用目的は建売分譲地です。面積は転用面積が3,300㎡、所要面積が3,336㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第43条第1号の「公共500②」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む法人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地11区画を整備し、個人住宅を建築し販売する計画です。資金計画については、所要資金額が2億7,000万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書16ページの受付番号252番です。説明資料の22ページから24ページをご覧ください。転用場所は矢野町の畑2筆です。案内図は23ページです。転用目的は、個人住宅です。面積は、転用面積、所要面積ともに508㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は県外在住の個人です。この度、親族が所有する土地を借り受け、個人住宅を建築する計画です。なお、申請地の一部が、事業計画者の実家の庭及び駐車スペースとして利用されていたため、追認案件となっています。資金計画については所要資金額が3,500万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。説明案件については以上です。その他の案件については、議案書及

び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第196号について、ご説明いたします。議案書は17ページ、説明資料は25ページから27ページ、参考資料は39ページから40、65ページから66ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が1件、賃貸借権の設定が1件、権利の移転設定を伴わない変更が1件の合計3件の申請がありました。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書17ページの受付番号21番です。説明資料は25ページから27ページをご覧ください。転用場所は大社町北荒木の田2筆です。案内図は26ページです。転用目的は、仮設事務所・資機材置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに1872㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木建設業を営んでいる法人です。受注した工事に近い申請地を賃借し、仮設事務所の設置及び資機材置場として利用していますが、工事完了時期が3月下旬になる見込みであり、農地復元に期間が必要なため、工期を3月末から4月末に延長するものです。資金計画については、所要資金額が111万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。なお、受付番号20番は5条の245番とセットになっております。また、議第195号及び議第196号の中にある事後追認案件については、議案書に表示していますのでご確認ください。申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、議第195号の31件及び議第196号の3件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 議第195号及び議第196号についてご質問、ご意見はございませんか。

水委員 議席番号24番の水です。先ほど説明がありましたが、246号の件ですが、理由は公共500ということですが、位置図で、申請地にほぼ隣接して、整形外科病院があるのに、320m離れた耳鼻科医院の記載があるのはなぜですか。また、説明では畑3,300㎡といわれましたが、説明資料では田となっていますがいかがでしょうか。

今岡主幹 説明資料では田3,300㎡となっていますが、畑3,300㎡の誤りです。

修正をお願いいたします。また、説明資料20ページ件につきましては、公共500㉔という条項は、上水道、下水道、ガス管が前面通っていて、500m以内に公共施設、病院等が2カ所以上あればこれに該当するという条項になります。

水委員 わかりました。ですが、最初に説明していただけるとよかったです。

議長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

議長 そういたしますと、議第195号及び議第196号についてについて承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手多数と認めます。よって、議第195号及び議第196号のすべての案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします

議長 それでは、議第197号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは、議第197号非農地証明の申請について、説明します。議案書の18ページ及び説明資料28ページから39ページをご覧ください。今月は6件の申請がありました。受付番号30番について説明いたします。説明資料28ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料29ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は2月6日に水農業委員、松浦推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号31番について説明いたします。説明資料30ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料31ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は2月12日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号32番について説明いたします。説明資料32ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料33ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は2月12日に石飛農業委員、岸

推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号33番について説明いたします。説明資料34ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料35ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は2月12日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号34番について説明いたします。説明資料36ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料37ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は2月12日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号35番について説明いたします。説明資料38ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料39ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は2月16日に大槻農業委員、小村推進委員、松井推進委員、川上推進委員、事務局職員で行っています。

6件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長 担当農業委員さんから補足をお願いします。水委員さん補足はございますか。

水委員 議席番号24番の水です。事務局から説明があったとおりで、追加して説明することはありません。

議長 石飛委員さん補足はございますか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。事務局からとおりで、補足はありません。

議長 大社地域の案件については、事務局からの説明のとおりです。よろしく願います。なお、この案件の説明資料の写真ですが、私がお願いして、カラーにしてもらいました。わかりやすくなったのではないかと思います。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第197号について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第197号を承認いたします。

議 長 次に、議第198号所有者等を確知できない農地の告示について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは議第198号、所有者等を確知できない農地の告示について、ご説明いたします。議案書の19ページから21ページをご覧ください。20ページの告示案に記載した農地は、いずれも、利用権を設定していた農業者から、所有者が死亡し、相続人が不明であると相談があった土地になります。農業委員会事務局で所有者等に関する情報を探索しましたが、所有者等が確知できませんでした。そこで、この農地について農地法第32条第3項の規定に基づき所有者等が確知することができない旨を告示いたします。告示は、市役所東側の掲示板に掲載するとともに、出雲市のホームページ、イーマップ農地ナビホームページにも掲載する予定です。告示の日から起算して2か月以内に農地の所有権等の権利を有する方から申出があった場合は、申出者に利用意向調査を実施し、意向に従い貸し借り等の手続きに進むこととなります。申出がなかった場合は、告示の4に記載がある通り、農地法第41条の規定により、農地中間管理機構にその旨を通知し、島根県知事の裁定により利用権の設定が認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第198号所有者等を確知できない農地の告示について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第198号の案件を承認いたします。

議 長 次、議第199号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 議第199号について、ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっております。出雲市農地利用最適化推進委員の欠員募集については、1月19日から2月16日までの約1か月間募集を行いました。応募状況については、市のホームページで公表しておりますが、1区域で1名の募集に対して1名の応募がありました。今月の18日に評価委員会を開催し、農地利用最適化推進委員に適任と判断されました1区域の1名について承認をいただくものです。候補者の名簿については、2ページに掲載しております。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第199号出雲市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第199号の案件を承認いたします。

議 長 これで予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午前10時40分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

梶谷事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、岡主事、原主事

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
